



OBA MJ 連載

# Vol.7 行政連携

## 行政問題委員会における行政連携

行政問題委員会 委員／行政連携推進プロジェクトチーム 委員 堀 正典

行政問題委員会には、行政専門弁護士養成部会と地方分権推進部会の二つの部会があります。行政専門弁護士養成部会では会員向け研修や判例・行政相談事例の研究を、地方分権推進部会では、今年度は大都市制度についての研究を行っています。

近年、弁護士と行政機関の連携の重要性が再認識される中で、当委員会では、以下の行政連携の取り組みをしております。会員の皆様に行政連携について関心を持って頂くために、当委員会の取り組みをご紹介します。

### 1 研修～行政機関の職員向けに 法律分野の講演・研修講師の派遣

当委員会では、国や地方自治体等から法律分野の講演の依頼を受けて、講師を派遣しています。テーマは特に限定はしていませんが、昨今では、自治体における債権管理・回収の分野における講師派遣依頼が増えており、大阪府内外の地方自治体において研修を実施しています。自治体職員の方の関心も高く、講師もやりがいを持って取り組んでおり、充実した研修を実施しています。

### 2 情報提供～自治体向けに「行政 訴訟ニュース」などの情報提供

当委員会では、行政訴訟や行政に関連する法律問題に関する情報を掲載した「行政訴訟ニュース」を会員向けに発行していますが、これを地方自治体にも配布しています。「行政訴訟ニュース第4号」の記事をご紹介しますと、行政問題委員会と大阪地方裁判所行政部（第2民事部・第7民事部）

との懇談会報告が掲載されています。行政分野の専門弁護士を目指す方だけでなく、自治体職員にとっても有益な情報が掲載されています。バックナンバーは、大阪弁護士会の会員専用ホームページの「書式・資料」の中にありますので、ぜひご覧ください。

### 3 弁護士派遣～行政への審議会 委員などの派遣

当委員会では、国や地方自治体からの依頼に基づき、各種審議会委員の推薦・派遣をしています。昨年度は23の審議会等に委員を派遣しました。

### 4 行政専門弁護士養成講座に 自治体職員を招待

当委員会では、行政専門弁護士養成講座のうち、弁護士研修の趣旨・目的を損なわず、自治体業務に有益なものを自治体職員に開放しています。昨年度もたくさんの自治体職員の方にご参加いただ



きました。

多くの自治体職員の方が、所属自治体の職員研修として参加されており、次のような感想をいただきました。

#### ○研修内容について

- 「裁判の実務の話が聞けて有用であった」
- 「日常業務に有益な話を聞くことができた」

#### ○弁護士会に対する印象について

- 「自由で開かれており、非常に親しみやすい」
- 「弁護士会を身近に感じることができた」
- 「公益目的の分野にも積極的に関わっている」
- 「お金にならないと言われている行政問題に対して関心を寄せている弁護士が多くおられることを知ることができた」
- 「自治体に対して研修の門戸を開いて頂いたことは、行政機関としての法令遵守だけでなく、住民訴訟が増加する中では、今後、重要・貴重になってくるものであり、弁護士会の存在は自治体にとっても存在感は大きいと感じた」
- 「自治体と弁護士会との交流をもっと図った方がよい。」

#### ○弁護士会に望む企画について

- 自治体職員が抱える具体的な問題についての勉強会や意見交換会
- 自治体への出張講義・研修

## 5 地方自治体債権管理・回収の共同研究など

当委員会と弁護士業務改革委員会第4部会の合同部会において、地方自治体債権管理・回収についての地方自治体との共同研究等を行っています。具体的には、自治体職員との共同研究や債権管理・回収業務の受託、業務マニュアルの作成などです。作成したマニュアルを元に、「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」（平成22年）、「Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル」（平成24年）の書籍を出版しました。

## 6 地方自治体訪問研修～司法修習生の選択型実務修習で地方自治体に訪問

当委員会では、司法修習生の選択型実務修習プログラムを提供しています。

当プログラムのカリキュラムとして、地方自治体への訪問研修を行っております。このカリキュラムの目的は、地方自治体の業務を目で見て学ぶことで、行政問題に関心を持ってもらうことです。過去に参加した司法修習生からは、「普段見ることができない地方自治体の内部のことは見ることができた」「地方自治体の仕事に興味を持つきっかけになった」と好評でした。

平成24年度は、生駒市役所と高槻市役所を訪問します。